

令和2年度千葉県立つくし特別支援学校 高等部入学者選考実施要項

1 応募資格

本校高等部に入学を志願できる者は、県内に居住し、原則として障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者で、以下に該当する者とする。

(1) 高等部普通科（知的障害者を対象とする特別支援学校）

次の「ア～ウ」のいずれかに該当する者

ア 特別支援学校の中学校若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和2年3月に卒業する見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和2年3月に修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、令和2年3月に学校教育法施行規則第95条第1号及び第2号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

2 通学区域

原則として、小学部及び中学部の通学区域に準ずる。

3 入学定員

特に定員を定めない。

4 出願

(1) 事前の教育相談

令和2年1月10日（金）までに、本校で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を行うことを要する。

(2) 願書提出期間

令和2年1月20日（月）から1月30日（木）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

(3) 願書提出先

千葉県立つくし特別支援学校 校長
〒270-2251 松戸市金ヶ作292-2
TEL 047-385-1632

(4) 提出書類等 **※ア～オは必須**

書類等	備考
ア 入学願書	
イ 療育手帳の写し 又は、障害を有することを証明する診断書	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し 診断書は医療機関等が発行するものも可。ただし、発達検査の結果が記載されていること。
ウ 入学者選考受検票	
エ 調査書	
オ 返信用封筒	84円切手を貼った長形3号の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
カ 通学区域外からの入学志願証明書	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長又は出身校長の証明を受けて、本校校長に提出すること。
キ 必要に応じて提出する書類	その他本校校長が必要と認める書類を提出すること。

5 入学許可候補者の決定

(1) 入学者選考の方法

校長は、学力検査、作業能力検査、運動能力検査、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

なお、学力検査については、校長が学校の実情に応じて必要と認められる教科を選択して行うものとし、その内容は学習指導要領に示されている基本的事項とする。ただし、特別の事情のあるときは、学力検査等を行わないことができる。

(2) 入学者選考日

令和2年2月13日（木）

(3) 入学者選考会場

千葉県立つくし特別支援学校（高等部棟）

(4) 日程

		9:15	9:35	9:50	10:20	12:00	13:00	13:20	
志願者	受付	日程説明 移動	着替え オリエンテーション	学力検査 作業能力検査 運動能力検査	昼食 休憩	着替え 移動		終了	
保護者		日程説明	面接 9:30～12:30 (人数により開始・終了時間が前後することがあります。)						

(5) その他

志願者の持参物は受検票・体育着・上履き・筆記用具・弁当

6 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和2年2月19日（水）午前9時に、本校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。

7 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和2年2月26日（水）までに、入学確約書を本校校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

入学確約書を提出した者は、県の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

8 再募集

本校の受検を希望し、本校において教育相談を受けた者を対象として行う。

再募集に係わる事項については、本校校長が別に定める。

9 その他

(1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」を本校校長宛てに提出するものとする。

(2) 志願者又はその保護者は、別記に従い、調査書、作業能力検査、運動能力検査、学力検査の総合得点及び教科別の得点に関して、口頭開示請求を行うことができる。

(3) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項については、県教育長が別に定めるものとする。